

第 11 回 関係者会議 田辺説明資料

【アルコール健康障害・相談支援拠点に関する全国精神保健福祉センターのアンケートから】

- 1) アルコール問題の相談支援業務の地域全体の現状評価
評価は地域によって分かれ、肯定的評価が 4 割にたいし、不十分の評価が約 6 割。
***地域全体では、相談支援活動は十分ではない。**
- 2) 機関別の現状評価
依存症関連の民間団体への肯定的評価が最も高く 52%、以下、精神保健センターが 45%、保健所 30%、市町村 13%、相談支援事業所 8%。入所施設 19%。
***依存症関連の民間団体・事業者に評価が高いが地域偏在がある。他方、各地にある公的相談機関の評価は、住民に身近な機関ほど機能していないという評価。**
- 3) 精神保健福祉センターの支援項目別での現状評価
肯定的な項目は、「家族への個別相談」「医療機関/自助グループ/支援機関などの情報提供」。相談後の「各機関への橋渡し」は、やや評価が下がる。否定的評価は、「回復支援プログラム」「家族支援プログラム」で、これを改善するにはマンパワーが必要。
***個別相談と各種の情報提供はできているが、濃厚な個別支援、専門的な支援プログラムが不十分で、これを充実させるにはマンパワーが不足。**
- 4) 地域の主となる相談支援機関の機能
個別相談では、「家族の個別相談」「医療機関・自助グループなど関連機関・団体の情報提供」は当然だが、***相談後に機関・資源への積極的な「橋渡し」の活動ができること。**
地域に対しは、***担当者らへの「技術研修」を行うとともに、*「当事者との連携強化」「ネットワーク構築」「自助グループの育成支援」を行うことが望まれる。**
これらを進める体制として***「専門性の高い相談者の配置」「外部専門職からの定期的協力」が必要**である。
また地域で十分な役割を果たすには、「相談窓口を宣伝周知」し、「積極的な普及啓発」に努めるべきだが、***「特化した相談窓口」の設置の検討が必要**である。
- 5) 今後、相談支援の拠点を作ると仮定したときの設置場所
 - ①都道府県、政令指定都市ごとの精神保健福祉センターまたは大規模保健所等の公的相談機関に 1 カ所 (29%)
 - ②上記①に加えて、2 次医療圏にサテライト相談窓口 (27%)
 - ③都道府県、政令指定都市ごとの基幹医療機関に 1 カ所 (16%)
 - ④上記③に加えて、2 次医療圏にサテライト相談窓口 (11%)**都道府県、政令指定都市に活発な活動を行う拠点相談支援機関を 1 カ所おくべきとするのが全体の 83%で、設置場所はセンターなど相談機関>専門医療機関。さらに*2 次医療圏にサテライト相談窓口を併設すべきは 38%。**
- 6) センターが新たな拠点となる可能性
***現状で受諾可能 (2%)、人員、予算が付けば積極的受諾 (49%)、消極的受諾 (43%)、受諾できない (3%)**